

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月31日

【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)

【代表者の役職氏名】 コンダクティング・オフィサー ティボー・マーティン
(Thibault MARTIN)

【本店の所在の場所】 コンダクティング・オフィサー兼取締役 小松崎 威士
ルクセンブルグ大公国、ムンスバッハ L - 5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 三宅 章仁
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ドル（約2,951億円）を上限とする。
（注）米ドルの円貨換算は、2024年1月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝147.55円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年3月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報	(3) ファンドの仕組み			
第 1 ファンドの状況	管理会社の概要	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 ファンドの性格	(ハ) 資本金の額			
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新 / 追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第 3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表				
第三部 特別情報				
第 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
2 事業の内容及び営業の概況				
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(3) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理する外貨建マネー・マーケット・ファンド（Gaikadate Money Market Fund）（以下「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

トラストは、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみから成る（以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」という。）。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2024年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	213,060,184.30	29.23
	フランス	184,029,918.36	25.25
	フィンランド	164,588,147.13	22.58
	スイス	24,988,954.30	3.43
	オランダ	24,811,639.55	3.40
小計		611,478,843.64	83.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		117,420,361.18	16.11
合計		728,899,204.82 (約114,248百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2024年5月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝156.74円）による。以下同じ。

（注３）トラストは、ルクセンブルグの法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建てであるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

(i) 投資有価証券の主要銘柄

(2024年5月末日現在)

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資 比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
1	LANDESKREDITBA NK BADEN- WUERTTEMBERG FOERDERBANK (USD) CP 13/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/6/13	28,000,000.00	27,871,597.10	27,946,153.62	3.83
2	EUROFIMA EUROPAEISCHE GESELLSCHAFT FUEER DIE FINANZIERUNG VON (USD) CP 3/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	スイス	-	2024/6/3	25,000,000.00	24,775,404.08	24,988,954.30	3.43
3	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS (USD) CP 12/7/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/7/12	25,000,000.00	24,556,442.44	24,847,299.86	3.41
4	ERSTE ABWICKLUNGSANS TALT (USD) CP 16/7/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/7/16	25,000,000.00	24,547,407.18	24,833,445.84	3.41
5	BNG BANK NV (USD) CP 22/7/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オランダ	-	2024/7/22	25,000,000.00	24,558,077.40	24,811,639.55	3.40
6	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 17/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2024/6/17	23,000,000.00	22,684,297.59	22,942,904.88	3.15
7	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 8/8/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2024/8/8	22,000,000.00	21,703,268.10	21,777,451.08	2.99
8	NRW BANK (USD) CP 26/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/6/26	21,000,000.00	20,632,796.40	20,921,096.75	2.87
9	KREDITANSTALT FUEER WIEDERAUFBAU (USD) CP 18/7/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/7/18	21,000,000.00	20,634,967.43	20,856,380.63	2.86
10	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 22/8/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2024/8/22	21,000,000.00	20,628,098.31	20,746,984.92	2.85

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	（米ドル）			投資 比率 （％）
						額面金額	取得金額	時価	
11	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/9/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/9/24	21,000,000.00	20,615,065.20	20,645,615.58	2.83
12	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 26/9/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/9/26	21,000,000.00	20,617,713.23	20,639,121.29	2.83
13	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 4/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/6/4	20,000,000.00	19,819,657.63	19,988,174.27	2.74
14	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 5/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2024/6/5	20,000,000.00	19,820,656.10	19,985,299.68	2.74
15	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 11/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/6/11	20,000,000.00	19,730,492.43	19,967,776.27	2.74
16	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 14/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/6/24	20,000,000.00	19,907,942.36	19,958,425.58	2.74
17	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 20/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/6/20	20,000,000.00	19,816,390.14	19,940,771.01	2.74
18	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/6/24	20,000,000.00	19,905,251.01	19,928,938.26	2.73
19	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 5/7/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/7/5	20,000,000.00	19,645,480.93	19,898,293.71	2.73
20	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 8/7/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2024/7/8	20,000,000.00	19,734,613.31	19,889,179.18	2.73

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資 比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
21	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 19/7/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/7/19	20,000,000.00	19,644,500.03	19,857,217.23	2.72
22	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 13/8/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2024/8/13	20,000,000.00	19,641,434.70	19,786,017.48	2.71
23	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 14/8/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2024/8/14	20,000,000.00	19,717,124.98	19,779,003.89	2.71
24	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 17/9/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2024/9/17	20,000,000.00	19,637,449.05	19,681,306.02	2.70
25	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 30/9/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2024/9/30	20,000,000.00	19,634,244.03	19,643,022.17	2.69
26	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 7/6/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/6/7	13,000,000.00	12,829,186.51	12,987,003.32	1.78
27	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 25/7/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/7/25	13,000,000.00	12,774,452.84	12,898,318.90	1.77
28	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 19/8/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/8/19	13,000,000.00	12,766,500.70	12,849,355.29	1.76
29	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 23/8/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/8/23	13,000,000.00	12,769,987.69	12,841,630.87	1.76
30	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 27/8/24	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2024/8/27	13,000,000.00	12,766,068.88	12,833,984.37	1.76

- () 投資不動産物件
該当事項なし。
- () その他投資資産の主要なもの
該当事項なし。

（２）運用実績

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

2024年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2023年６月末日	580,203	90,941	0.01	2
７月末日	668,224	104,737	0.01	2
８月末日	623,143	97,671	0.01	2
９月末日	636,876	99,824	0.01	2
10月末日	623,528	97,732	0.01	2
11月末日	647,875	101,548	0.01	2
12月末日	647,669	101,516	0.01	2
2024年１月末日	646,388	101,315	0.01	2
２月末日	655,948	102,813	0.01	2
３月末日	664,911	104,218	0.01	2
４月末日	678,692	106,378	0.01	2
５月末日	728,899	114,248	0.01	2

分配の推移

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を、ファンドについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言された、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび/または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

以下は、2024年5月末日までの1年間における、前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示したものである。

最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2023年6月29日	0.002898
7月30日	0.002808
8月30日	0.003254
9月28日	0.002976
10月30日	0.003396
11月29日	0.003053
12月28日	0.002989
2024年1月30日	0.003439
2月28日	0.002987
3月27日	0.002820
4月29日	0.003404
5月30日	0.003084

2024年5月末日までの1年間における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりである。

	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2023年6月 - 2024年5月	0.037108

収益率の推移

	収益率（注）
2023年 6 月 1 日 - 2024年 5 月末日	3.7108%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、2024年 5 月末日までの 1 年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2024年 5 月末日の 1 口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

2 販売及び買戻しの実績

2024年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2024年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻し口数	発行済口数
109,200,835,139 (109,200,835,139)	94,098,735,424 (94,098,735,424)	72,889,920,482 (72,889,920,482)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。円貨への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2024年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.74円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円貨に換算された金額は、四捨五入のため、合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託

純資産計算書

2024年４月30日現在

（単位：米ドル）

		外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	
	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券時価評価額	2.2	555,448,028	87,060,924
現金預金		127,040,558	19,912,337
前払費用		7,532	1,181
未収銀行利息		73,931	11,588
資産合計		682,570,049	106,986,029
負債			
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	98,173	15,388
未払投資運用報酬	5	239,851	37,594
未払専門家報酬		19,251	3,017
未払保管報酬	6	67,150	10,525
未払販売会社報酬	7	490,863	76,938
未払発行税	8	5,659	887
その他の負債		2,957,106	463,497
負債合計		3,878,053	607,846
期間末現在純資産額		678,691,996	106,378,183
発行済受益証券		67,869,199,568 口	
1 口当たり純資産価格		0.01 米ドル	2 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
統計情報

	2024年 4 月30日現在		2023年10月31日現在		2022年10月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産額	678,691,996	106,378,183	623,528,099	97,731,794	545,759,208	85,542,298
発行済受益証券口数	67,869,199,568 口		62,352,809,858 口		54,575,920,815 口	
1 口当たり純資産価格	0.01	2 円	0.01	2 円	0.01	2 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
財務書類に対する注記
2024年4月30日現在

注1．設定

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパート およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。外貨建マネー・マーケット・ファンドはマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）として適格性を有し、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に規定された範囲内にある。

MMF規則の枠組みに基づき、外貨建マネー・マーケット・ファンド等のすべての既存のMMFは、MMF規則により導入された新規要件すべて（とりわけ、評価、ファンド規則、資産の適格性、内部与信特性評価手続、顧客確認方針およびストレステスト方針を含む。）を遵守しなければならない。それぞれの国の所轄官庁（ルクセンブルグ籍のファンドについてはCSSF（金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）））に対し、2019年1月21日までにMMF規則に基づく承認のための申請書を提出しなければならない。

2019年3月31日付のCSSFからの承認に伴い、外貨建マネー・マーケット・ファンドは公的債務固定基準価額MMF（以下「公債CNAV MMF」という。）の仕組みを有する短期MMFとして適格性を有している。2019年2月28日に、既存の全受益者は、MMF規則による重大な変更について適式に通知を受けた。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bに登記上の事務所を有する管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。JFMLは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてB46 632番として登録され、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為する権限を付与されている。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2019年3月31日に効力を生じた直近の総合約款は、ルクセンブルグの商業登記簿（Luxembourg Business Registers）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、ファンドは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

2024年4月30日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、以下の1つのサブ・ファンドを有している。

外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 有価証券投資の評価

サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。サブ・ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期間末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

注３．為替レート

2024年4月30日現在の以下の為替レートが使用されている。

1 ユーロ	=	1.06885米ドル
1 日本円	=	0.00645米ドル

注４．管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、四半期毎に当該四半期中の日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注５．投資運用報酬

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- 2億米ドル以下	年率0.18%
- 2億米ドル超 5億米ドル以下	年率0.15%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
- 20億米ドル超	年率0.09%

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注６．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われるサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注7．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中のサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売されたサブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注8．発行税

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注9．分配金

管理会社は、サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび/または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきサブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法に従うものとする。

注10．外部サポート

2020年7月9日、ESMA（欧州証券市場監督局）は、MMF規則第35条に基づくMMFに対し、外部サポートを提供することを禁止する旨の公式声明を発表した。これは、特定のMMFが直面している流動性にかかる課題および新型コロナウイルス感染症がEUの金融市場に与える影響を緩和するために金融市場当局が講じている最近の措置を踏まえて行われたものである。この声明は、かかる介入がMMF規則の要件を遵守しなければならないことを喚起するものである。MMFは、通常の場合、関係会社または関連当事者との取引を行うことができるが、MMF規則第35条は、「MMFの流動性を保証すること、もしくは

はMMFの1口当たり純資産価格または1株当たり純資産価格を安定させることを意図した、または事実上そのような結果となる、MMFのスポンサーを含む第三者によりMMFに提供される直接的または間接的なサポート」と定義される外部サポートをMMFが受けることを禁止するものである。これに関連して、MMFは、MMF規則第35条の下記の要件の両方が充足される場合に限り、関係会社または関連当事者を含む第三者との取引を行うことができる。

- 外部サポートには、他の例の中でもとりわけ、「第三者によるMMFの資産の水増し価格での購入」を含む。第三者が本項記載の外部サポートを行っているか否かを検証するため、MMFの資産に関連する第三者との取引は、独立当事者間の条件で行われる水増し価格で購入されない。
- 外部サポートには、「流動性特性およびMMFの1口当たり純資産価格または1株当たり純資産価格の維持を直接的又は間接的な目的とする第三者による行為」を含む。本項記載の直接的または間接的な目的とは、第三者が関連会社であるMMFのみと取引を行う場合を指す。

MMF規則第35条に従い、ファンドは、2024年4月30日に終了した会計期間につき外部サポートを受けていない。

注11．取引費用

2023年11月1日から2024年4月30日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融デリバティブ商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2023年11月1日から2024年4月30日までの期間に取引費用は発生していない。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12．S F T R 関連の開示

報告期間中、サブ・ファンドは、以下の範囲において、規則（E U）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付規則（E U）2015 / 2365（以下「S F T R」という。）の適用対象となる取引を行っていない。

- ・ サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ取引を行わなかった。
- ・ サブ・ファンドは、S F T R第3条(11)に規定する証券金融取引（レバ取引、有価証券もしくは商品の貸付取引、有価証券もしくは商品の借入取引、買戻取引もしくは売戻取引または信用貸借取引を含む。）を行わなかった。
- ・ サブ・ファンドは、担保契約により受領した金融商品の再利用を行わなかった。

注13．分類法

米ドル・ポートフォリオを構成する投資対象は、サステナブルな投資を促進するための枠組みの設立に関する規則（E U）2020 / 852第7条およびサステナビリティに関連する開示に関する規則（以下「S F D R」という。）の改訂に基づく環境上サステナブルな経済活動に関するE Uの基準を斟酌しない。

注14．後発事象

サブ・ファンドの管理会社は、2024年5月1日から財務書類が発行可能となった日である2024年6月28日までの間の後発事象の検討を行い、開示を要する後発事象はないと判断した。

（２）投資有価証券明細表等

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
投資有価証券明細表
2024年４月30日現在

通貨	数量 / 額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資産 比率
公定証券取引所に認められた、および／または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券					
コマーシャル・ペーパー					
フィンランド					
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 8/13/24	19,641,435	19,696,376	2.90%
米ドル	23,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 6/17/24	22,684,298	22,838,790	3.37%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 5/21/24	19,737,491	19,938,748	2.94%
米ドル	21,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 8/22/24	20,628,098	20,652,485	3.04%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 6/5/24	19,820,656	19,894,158	2.93%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 7/8/24	19,734,614	19,798,773	2.92%
フィンランド合計			122,246,592	122,819,330	18.10%
フランス					
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 6/11/24	19,730,492	19,876,964	2.93%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 5/14/24	19,819,491	19,958,572	2.94%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 5/15/24	19,911,229	19,955,615	2.94%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 7/19/24	19,644,500	19,766,885	2.91%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 6/20/24	19,816,390	19,848,966	2.92%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 6/4/24	19,819,658	19,896,525	2.93%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 7/5/24	19,645,481	19,808,211	2.92%
米ドル	25,000,000	CAISSE DES DEPOTS ET CONS. (USD) CP 7/12/24	24,556,443	24,734,592	3.65%
フランス合計			162,943,684	163,846,330	24.14%
ドイツ					
米ドル	25,000,000	ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT (USD) CP 7/16/24	24,547,407	24,721,203	3.64%
米ドル	21,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 7/18/24	20,634,967	20,763,626	3.06%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 8/19/24	12,766,501	12,790,980	1.88%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 5/22/24	12,830,699	12,959,070	1.91%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 8/23/24	12,769,988	12,783,185	1.88%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 7/25/24	12,774,453	12,841,008	1.89%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

通貨	数量 / 額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資産 比率
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 8/27/24	12,766,069	12,775,502	1.88%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 5/28/24	12,828,701	12,947,866	1.91%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 6/7/24	12,829,187	12,929,447	1.91%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 5/9/24	12,823,871	12,983,137	1.91%
米ドル	25,000,000	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK (USD) CP 5/8/24	24,658,561	24,970,628	3.68%
米ドル	21,000,000	NRW BANK (USD) CP 6/26/24	20,632,796	20,827,020	3.07%
ドイツ合計			192,863,200	194,292,672	28.62%
スイス					
米ドル	25,000,000	EUROFIMA EUROPAEISCHE GESELLSCHAFT FUER DIE FINANZIERUNG VON (USD) CP 6/3/24	24,775,404	24,874,815	3.67%
スイス合計			24,775,404	24,874,815	3.67%
オランダ					
米ドル	25,000,000	BNG BK NV (USD) CP 7/22/24	24,558,077	24,699,348	3.64%
米ドル	25,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK NV (USD) CP 5/23/24	24,665,806	24,915,533	3.67%
オランダ合計			49,223,883	49,614,881	7.31%
コマーシャル・ペーパー合計			552,052,763	555,448,028	81.84%
公定証券取引所に認められた、および / または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券合計			552,052,763	555,448,028	81.84%
投資有価証券合計			552,052,763	555,448,028	81.84%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
投資有価証券の地域別分類
2024年4月30日現在

	対純資産比率
ドイツ	28.62%
フランス	24.14%
フィンランド	18.10%
オランダ	7.31%
スイス	3.67%
合計	81.84%

投資有価証券の業種別分類
2024年4月30日現在

	対純資産比率
銀行	74.53%
国際的銀行	3.67%
多角的金融サービス	3.64%
合計	81.84%

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約4億2,445万円）で、2024年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約4,245円）の記名式株式10万株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2024年5月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝169.78円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（以下「2013年法」という。）に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為することおよび2013年法別表 1．に記載された活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2．に記載された活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第15章に従い、管理会社として行為することである。これには、ルクセンブルグの国内外の投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パート 1に基づくUCIの設立および2007年2月13日の専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ籍の専門投資信託の設立を含むが、これらに限定されない。

更に、管理会社は、より一般的に、AIF、UCIおよびUCITS（以下、総称して「AIF等」という。）の運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。管理会社は、AIF等のために、有価証券、財産およびより一般的にAIF等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、ならびに、AIF等およびAIF等の受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIF等の資産を構成する有価証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、網羅的なものではなく、例示的なものにすぎないとみなされる。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIF等の目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる目的の達成のために有益および／または必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定められた制限内に限る。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務の履行ならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務の遂行をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、2024年5月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託5本およびアイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託3本の管理・運用をしており、その純資産総額は、1,177,496,373米ドル、2,786,474,844ユーロ、36,346,943英ポンドおよび70,256,483,490円の合計である。

（３）その他

本書提出前6か月間において、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。円貨への換算には、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2024年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝169.78円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2023年12月31日現在

（単位：ユーロ）

		2023年		2022年	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
<u>資産</u>					
<u>流動資産</u>					
債権					
a) 一年以内期限到来	3	1,079,293	183,242	821,090	139,405
投資資産	4	15,902	2,700	15,001	2,547
現金預金および手許現金	5	3,474,633	589,923	2,525,157	428,721
合計（資産）		4,569,828	775,865	3,361,248	570,673
<u>資本金、準備金および負債</u>					
資本金および準備金					
発行済資本金	6	2,500,000	424,450	2,500,000	424,450
準備金	6	67,066	11,386	49,784	8,452
前期繰越（損）益	6	576,742	97,919	248,380	42,170
当期（損）益	6	1,200,201	203,770	345,644	58,683
債務					
a) 一年以内期限到来	7	225,819	38,340	217,440	36,917
合計（資本金、準備金および負債）		4,569,828	775,865	3,361,248	570,673

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）損益の状況

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2023年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

	注記	2023年		2022年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
損益合計	9,10	2,552,710	433,399	1,534,159	260,470
人件費					
a) 賃金および給料	11	(1,043,356)	(177,141)	(1,014,778)	(172,289)
b) 社会保障費		(225,700)	(38,319)	(212,172)	(36,023)
・ 年金関連		(143,303)	(24,330)	(134,364)	(22,812)
・ その他の社会保障費		(82,397)	(13,989)	(77,808)	(13,210)
参加持分からの収益					
a) 関連投資事業による収益		370	63	336	57
特別利益	13	759	129	70	12
その他の未収利息およびその他の類似収益					
a) 関連投資事業による収益		0	0	0	0
流動資産として保有する金融資産および投資資産に関する評価額の調整	4	(451)	(77)	(737)	(125)
未払利息およびその他の財務費用					
a) 関連投資事業から生じた支出		44,926	7,628	(151)	(26)
b) その他利息および類似費用		(113,342)	(19,243)	52,907	8,983
上記科目に含まれないその他の税金	8	(15,715)	(2,668)	(13,990)	(2,375)
当期（損）益		1,200,201	203,770	345,644	58,683

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2023年12月31日現在

注１．概況

管理会社（以下「当社」または「ＪＦＭＬ」という。）は、当初ＩＢＪファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと称され、1994年１月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年５月21日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

当社は、2014年７月１日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「ＡＩＦＭ」という。）として、また2016年４月７日付でＵＣＩＴＳ管理会社として認可されている。さらに、2019年３月20日を効力発生日として、運用会社としてのＪＦＭＬは、欧州議会および欧州理事会の2017年６月14日付の金融市場ファンドに関する規則（ＥＵ）2017／1131第５条に従い、金融市場ファンドとして一または複数のオルタナティブ投資ファンドを管理するために、ＣＳＳＦによって正式に承認されている。

当社の目的は、オルタナティブ投資ファンド（以下「ＡＩＦ」という。）に関するルクセンブルグの2013年７月12日の法律（改正済）（以下「2013年法」という。）に基づきＡＩＦＭとして行為することおよび2013年法別表１に記載する活動を遂行することである。また、当社は、同別表２に記載する活動を遂行することができる。また、当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」という。）第15章に従い、管理会社として行為し、ルクセンブルグの国内外の投資信託（以下「ＵＣＩ」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パート１に基づくＵＣＩの設定および2007年２月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づくＡＩＦであるルクセンブルグ専門投資信託（以下「ＳＩＦ」という。）の設立であるが、これらに限定されない。

更に、当社は、一般的に、ＡＩＦ、ＵＣＩおよびＵＣＩＴＳ（以下、総称して「ＡＩＦ等」という。）の運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。また、ＡＩＦ等のために、証券、財産およびより一般的にはＡＩＦ等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、ＡＩＦ等およびＡＩＦ等の受益者のために、すべての権利および特権（とりわけ、ＡＩＦ等の資産を構成する証券に付随するすべての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するＡＩＦ等の目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および／または必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

当社は、普通株式の100%を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）（以下「みずほ信託銀行」という。）の子会社である。ルクセンブルグみずほ信託銀行の登記上の事務所は、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B に所在している。同所在地で年次財務書類が入手可能である。

当社の最終的な親会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループである。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100 - 8176 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 大手町タワーの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することが出来る。

当社は、2023年12月31日現在、ルクセンブルグ籍投資信託 6 本およびアイルランド籍契約型投資信託 3 本（2022年はルクセンブルグ籍投資信託 6 本およびアイルランド籍契約型投資信託 3 本）に対し、ＡＩＦＭとして行為している。

注２．重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

取締役会は、当社が当面の間、事業活動を継続するために十分な経営資源を有していると考えている。したがって、年次財務諸表の作成にあたり、継続企業を前提とした会計処理を引き続き採用している。当社は、会計帳簿をユーロで記帳しており、年次財務書類を当該通貨で表示している。

当社の財務諸表は、ルクセンブルクの一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「ルクセンブルグGAAP」という。）に準拠して作成されている。

金額は別段の記載がない限り、1ユーロ未満を四捨五入して表示される。

2.2 重要な会計方針

当社が採用する主要な会計方針は、以下に要約される。

債権

債権は、額面価格で計上される。返済に部分的または全体的な調整があった場合、評価額の調整が行われる。かかる事由が存在しなくなった場合、評価額の調整は中止される。

投資資産

当社のポートフォリオに含まれる有価証券は、取得原価または入手可能な最終市場価格のいずれか低い価格で表示されている。

評価額の調整は、市場価格が購入価格よりも低い場合に計上される。かかる評価額の調整は、かかる事由が適用されなくなった場合、取り消される。

外貨換算

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益および費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

管理報酬

管理報酬は、AIF等の目論見書に定められる条件または当社およびAIF等の間の契約上の取決めに従い、計上される。当社は、各収益を発生主義ベースで計上している。

注3．債権

2023年12月31日現在および2022年12月31日現在、貸借対照表中の債権の項目は、主に未収のファンドサポート報酬、管理報酬およびAIFM報酬を表しており、1,079,293ユーロ（2022年は821,090ユーロ）であった。

注４．投資資産

2023年12月31日現在、当社の投資資産は以下のとおり構成されている。

	数量	取得原価 (ユーロ)	所在地	法人名称	
1	1	100.00	ルクセンブルグ	グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド	ユーロピアン・インカム・ファンド ⁽¹⁾
2	1	100.00	ルクセンブルグ	グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド	ユーロピアン・グロース・ファンド ⁽¹⁾
3	10	1,000.00	ケイマン	N L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G Iインフラストラクチャー・ファンド・E U R ⁽¹⁾
4	10	1,000.00	ケイマン	N L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G Iユーロピアン・グロース・ファンド ⁽¹⁾
5	10	1,000.00	ケイマン	N L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G Iユーロピアン・コア・ファンド ⁽¹⁾
6	10	1,000.00	ケイマン	N L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G Iインフラストラクチャー・ファンド・E U R ⁽¹⁾
7	10	839.07	ケイマン	N A Mダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	ニッセイ・マルチマネジャー・マルチ・アセット・インベストメント・ファンド・シリーズ1
8	10	742.26	ケイマン	N A Mダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	ニッセイ・マルチマネジャー・マルチ・アセット・インベストメント・ファンド・シリーズ2
9	10	760.98	ケイマン	N A Mダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	ニッセイ・マルチマネジャー・マルチ・アセット・インベストメント・ファンド・シリーズ3
10	10	780.82	ケイマン	N A Mダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	ニッセイ・ユーロピアン・ハイブリッド・ボンド・ファンド
11	11.19	1,032.59	ケイマン	N A Mダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	マルチマネジャー・ダイバーシファイド・サステナブル・ファンド
12	1	1,087.03	アイルランド	N A Mインベストメント・ファンド	アジア・エクセレント・エクイティ・ファンド
13	1	1,185.20	アイルランド	N A Mインベストメント・ファンド	アジア・パシフィック・ダイナミック・エクイティ・ファンド
14	1	912.70	アイルランド	N A Mインベストメント・ファンド	ニッセイ・グレーター・チャイナ・エクイティ・ファンド
15	1	912.70	アイルランド	N A Mインベストメント・ファンド	ニッセイ・アセアン・エクイティ・ファンド
16	10	1,000.00	ケイマン	N L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G Iユーロピアン・グロース・ファンド・E U R ⁽¹⁾
17	10	1,000.00	ケイマン	S C Hユーロピアン・インフラストラクチャー・デット・インベストメント・トラスト	S C Hユーロピアン・インフラストラクチャー・デット・インベストメント・トラスト・セリエ1

18	10	850.38	ケイマン	グローバル・オルト・ファンド	DW - K Yアジア・コア・リアル・エステート・ファンド
19	10	1,000.00	ケイマン	N L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G Iインフラストラクチャー・ファンド・EUR (1)
20	100	95.43	ケイマン	ニッセイ・コア・グローバル・リニューワブルズ・ファンド・オブ・ファンズ・エル・ピー	
21	10	1,133.56	ケイマン	N L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンド	N L G I・UK・インカム・ファンド
22	1	91.09	ケイマン	N C G Rケイマン・アンブレラ・ファンド	N C G Rケイマン・ユニット・トラスト
	合計	17,624			

2023年12月31日現在、-1,723ユーロ（2022年は-1,272ユーロ）の価値調整が記録されている。

- (1) 投資先であるグローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンドおよびN L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズは、年度末前に入手可能な最新の公式な純資産価額（2023年9月30日付）に基づき再評価されている。

注5．現金預金および手許現金

2023年12月31日現在、ルクセンブルグみずほ信託銀行が保有するJ F M Lの当座預金は、3,474,633ユーロ（2022年は2,525,157ユーロ）であった。

注6．資本金および準備金

当社の株主資本の変動の要約は、下記のとおりである。

（単位：ユーロ）

	払込済資本	法定準備金	前期繰越益	当期末損益
2022年12月31日現在の残高	2,500,000	49,784	248,380	345,644
2023年5月2日開催の株主総会の結果を受けた配分	-	17,282	328,362	(345,644)
当期利益	-	-	-	1,200,201
2023年12月31日現在の残高	2,500,000	67,066	576,742	1,200,201

6.1 払込済資本

2023年12月31日現在および2022年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式100,000株で表章される250万ユーロであり、ルクセンブルグみずほ信託銀行が全額出資している。

2023年および2022年に、当社は自己株式の取得を行っていない。

6.2 準備金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越損失控除後の年次純利益の5%を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10%相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効した。

注7．債務

225,819ユーロの一年以内に期限が到来する債務（2022年は217,440ユーロ）は、主に監査報酬、専門家報酬および業務関連費用に関するものである。

注8．税金

当社は、ルクセンブルグにおけるすべての商事会社に適用される全税金が課されている。

2023年12月31日に終了した年度に計上された税金費用は、15,715ユーロ（2022年は13,990ユーロ）であり、純資産税に対応している。

注9．損益合計

2023年12月31日および2022年12月31日に終了した年度において、売上総額は以下のように分類される。

（単位：ユーロ）

	2023年	2022年
受領済管理報酬 / A I F M報酬	1,400,104	1,261,542
受領済専門家報酬	2,423,780	1,251,893
受領済法務費用および総務費用	10,000	15,000
支払済投資顧問報酬	(193,737)	(138,264)
その他の外部費用（注10）	(1,087,437)	(856,012)
	2,552,710	1,534,159

目論見書またはA I F等との間の契約上の取決めに定めるとおり、当社は、管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

当社は、当該期間中、特定の年率において各投資ファンドまたはシリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に四半期毎に計算される管理報酬および／またはA I F M報酬を、投資ファンドから受領する権利を有する。

2021年8月31日付で、当社およびみずほ信託銀行は、改訂業務レベル契約を締結し、かかる契約においてみずほ信託銀行が当社を、ルクセンブルグおよびケイマン諸島に所在するファンドの一定の中央管理業務の提供を受けるために任命した。

2023年12月31日現在、当社は、かかる業務に対する報酬（みずほ信託銀行に請求されたその他の金額を含む。）として、総額2,423,780ユーロ（2022年は1,251,893ユーロ）の専門家報酬を計上している。

注10．その他の外部費用

（単位：ユーロ）

	2023年	2022年
業務関連費用	201,714	186,580
専門家および監督報酬	282,135	162,275
リスク管理に関する費用	160,269	129,097
貸出費用	113,425	123,889
付加価値税	79,510	71,611
その他の費用	101,375	57,943
弁護士費用	40,962	45,434
保険	32,221	33,802
年金制度	35,866	29,580
監査費用	39,960	15,801
	1,087,437	856,012

2021年7月19日付で、みずほ信託銀行および当社は、業務レベル契約を締結し、かかる契約において当社はみずほ信託銀行を、以下の業務、すなわち、人事、法務およびコンプライアンス、内部監査、一般管理、事業推進およびITに関する業務の提供を受けるために任命した。

注11．人件費

	注記	2023年	2022年
人件費			
a) 賃金および給料	11	(1,043,356)	(1,014,778)
b) 社会保障費		(225,700)	(212,172)
・ 年金関連		(143,303)	(134,364)
・ その他の社会保障費		(82,397)	(77,808)

当期中、当社の雇用者数の平均は、以下のとおりである。

	2023年	2022年
経営陣	3	3
従業員	7	7

2023年12月31日現在、当社は3名のコンダクティング・オフィサーおよび7名の従業員を有していた。

2023年12月31日現在および2022年12月31日現在、当社は、取締役会の構成員または経営陣のいずれの者にも、融資を提供していない。

2023年12月31日現在および2022年12月31日現在、当社は取締役会の構成員もしくは経営陣を代理して、またはその利益のために、その他の前払金の拠出、コミットメントおよび保証の締結を行っていない。

注12．コミットメントおよび偶発事象

2023年12月31日現在および2022年12月31日現在、当社は金融商品に関連したフォワード・コミットメント契約を締結しておらず、保証の締結も行っていない。

財務上のコミットメントは、主に短期リース契約更新に伴う賃借料の支払に限定されている。

注13．特別利益

外貨建マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・ポートフォリオおよびN A Mダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド - ニッセイ・ポーランド・ボンド・キャリー・エンハンスド・ストラテジック・ファンドの投資主として行為する当社は、その清算に伴う759ユーロの最終残余金を受領した。

注14．後発事象

2023年12月31日以降、2023年12月31日現在の年次財務書類に調整または追加の開示が必要となる事象は発生しなかった。

[次へ](#)

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet
As of 31 December 2023
(expressed in EUR)

<u>ASSETS</u>	Note(s)	2023	2022
<u>Current assets</u>			
Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3	1,079,293	821,090
Investments	4	15,902	15,001
Cash at bank and in hand	5	3,474,633	2,525,157
TOTAL (ASSETS)		4,569,828	3,361,248
<u>CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</u>			
Note(s)			
Capital and reserves			
Subscribed capital	6	2,500,000	2,500,000
Reserves	6	67,066	49,784
Profit or (loss) brought forward	6	576,742	248,380
Profit or (loss) for the financial year	6	1,200,201	345,644
Creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	225,819	217,440
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		4,569,828	3,361,248

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Profit and loss account
For the year ended 31 December 2023
(expressed in EUR)

	Note(s)	2023	2022
Gross profit or loss	9, 10	2,552,710	1,534,159
Staff costs			
a) Wages and salaries	11	(1,043,356)	(1,014,778)
b) Social security costs		(225,700)	(212,172)
i. Relating to pensions		(143,303)	(134,364)
ii. Other social security costs		(82,397)	(77,808)
Income from participating interests			
a) Derived from affiliated undertakings		370	336
Extraordinary income	13	759	70
Other interest receivable and other similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		0	0
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	4	(451)	(737)
Interest payable and other financial expenses			
a) Derived from affiliated undertakings		44,926	(151)
b) Other interest and similar expenses		(113,342)	52,907
Other taxes not included in the previous captions	8	(15,715)	(13,990)
Profit / (Loss) for the financial year		<u>1,200,201</u>	<u>345,644</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts

As of 31 December 2023

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the “Company” or “JFML”), initially denominated IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. effective as of 21 May 2001.

The Company has been authorised as the Alternative Investment Fund Manager (the “AIFM”) on 1 July 2014, UCITS Management Company on 7 April 2016. Furthermore, and with effect from 20 March 2019, JFML as Manager has been duly approved by the CSSF to manage one or more alternative investment funds as monetary funds in accordance with article 5 of the Regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on monetary funds.

The purpose of the Company is to act as AIFM in accordance with the modified Luxembourg Law of 12 July 2013 for alternative investment funds (“AIFs”) (the “2013 Law”) and to perform the activities listed in item 1 of the Annex 1 of the 2013 Law. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of such Annex. The purpose of the Company is further to act as management company in accordance with chapter 15 of the modified Luxembourg law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “2010 Law”), including without limitation the creation, the promotion, the administration, the management and the marketing of Luxembourg and/or foreign undertakings for collective investment (“UCIs”) and notably UCIs set-up under Part II of 2010 Law and Luxembourg specialized investment funds (“SIFs”) set-up under the modified Luxembourg law of 13 February 2007 on specialized investment funds (the “2007 Law”) which are AIFs.

The Company may more generally carry out any activities connected with the management, administration, marketing and promotion of the AIFs, UCIs and of UCITS (together the “Funds”). It may on behalf of the Funds enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, property and, more generally, assets constitutive of authorised investments of the Funds, proceed to or initiate any registrations and transfers in their name or in third parties' names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise on behalf of the Funds and the holders of units of the Funds, all rights and privileges, especially all voting rights attached to the securities constituting the assets of the Funds. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 1 - General (continued)

The Management Company may carry out any activities, linked directly or indirectly to, and deemed useful and/or necessary for, the accomplishment of its object and that of the Funds it manages, remaining, however, within the limitations set forth by the Luxembourg laws and regulations and, in particular, the provisions of the 2007 Law, Chapter 15 of the 2010 Law and the 2013 Law.

The Company is a subsidiary of Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank"), which owns 100% of the ordinary shares. The registered office of Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. is located at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach. The annual accounts are available at the same address.

The ultimate parent of the Company is Mizuho Financial Group, Inc.

The consolidated accounts of Mizuho Trust & Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Otemachi Tower, 1-5-5 Otemachi, Chiyoda-Ku, Tokyo, 100-8176, Japan.

The Company acts as AIFM for 6 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds as of 31 December 2023 (2022: 6 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds).

Note 2 - Summary of significant accounting policies

2.1. Basis of preparation

The directors believe that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Thus, they continue to adopt the going concern basis of accounting in preparing the annual financial statements. The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

The financial statements of the Company have been prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles (Lux GAAP).

The amounts are rounded to the nearest euro unless specified otherwise.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies

The principal accounting policies applied by the Company are summarized below:

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. A value adjustment is made when the reimbursement is partly or completely compromised. Such value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply.

Investments

Securities included in the Company's portfolio are stated at the lower of their acquisition cost or their last available market value.

A value adjustment is recorded where the market value is lower than the cost of purchase. These value adjustments are reversed if the reasons for which they were made have ceased to apply.

Foreign currency translation

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies (continued)

Management fees

Management fees are recorded pursuant to terms defined in the prospectuses of the Funds or contractual arrangements between the Company and the Funds. The Company records the respective income on an accrual basis.

Note 3 - Debtors

As of 31 December 2023 and 2022, the balance sheet caption debtors mainly represents Fund Support, Management and AIFM fee receivables, thereof related parties EUR 1,079,293 (2022: EUR 821,090).

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 4 - Investments

As of 31 December 2023, the Company's investments are composed as follows:

	Quantity	Acquisition Cost (EUR)	Domiciliation	Entity name	
1	1	100.00	Luxembourg	Global Property Portfolio Fund	European Income Fund (1)
2	1	100.00	Luxembourg	Global Property Portfolio Fund	European Growth Fund (1)
3	10	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI Infrastructure Fund EUR I (1)
4	10	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI European Growth Fund II (1)
5	10	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI European Core Fund (1)
6	10	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI Infrastructure Fund EUR II (1)
7	10	839.07	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 1
8	10	742.26	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 2
9	10	760.98	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 3
10	10	780.82	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Nissay European Hybrid Bond Fund
11	11.19	1,032.59	Cayman	NAM Diversified Strategy Fund	Multi-Manager Diversified Sustainable Fund
12	1	1,087.03	Ireland	NAM Investment Fund	Asia Excellent Equity Fund
13	1	1,185.20	Ireland	NAM Investment Fund	Asia Pacific Dynamic Equity Fund
14	1	912.70	Ireland	NAM Investment Fund	Nissay Greater China Equity Fund
15	1	912.70	Ireland	NAM Investment Fund	Nissay ASEAN Equity Fund
16	10	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI European Growth Fund EUR III (1)
17	10	1,000.00	Cayman	SCH European Infrastructure Debt Investment Trust	SCH European Infrastructure Debt Investment Trust Serie 1
18	10	850.38	Cayman	Global Alt Fund	DW-KY Asia Core Real Estate Fund
19	10	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds	NLGI Infrastructure Fund EUR III (1)
20	100	95.43	Cayman	Nissay Core Global Renewables Fund of Funds I, L.P.	
21	10	1,133.56	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Fund	NLGI UK Income Fund
22	1	91.09	Cayman	NCCR Cayman Umbrella Fund	NCCR Cayman Unit Trust
	TOTAL	17,624			

As of 31 December 2023, a value adjustment was recorded for EUR -1,723 (2022: EUR -1,272).

(1) The underlying Global Property Portfolio Fund and NLGI Real Asset Fund of Funds have been revalued based on the last available official Net Asset Value prior to year-end, which is dated 30 September 2023.

Note 5 - Cash in bank and in hand

As at 31 December 2023, JFML current accounts held with Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. amount to EUR 3,474,633 (2022: EUR 2,525,157).

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 6 - Capital and reserves

The movements of shareholders' equity of the Company may be summarized as follows:

	Subscribed Capital	Legal reserve	Profit brought forward	Profit or loss at the end of the financial year
	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance as of 31 December 2022	2,500,000	49,784	248,380	345,644
Result allocation following the Shareholders' meeting held 02 May 2023	-	17,282	328,362	(345,644)
Profit for the financial year	-	-	-	1,200,201
Balance as of 31 December 2023	2,500,000	67,066	576,742	1,200,201

6.1. Subscribed capital

As at 31 December 2023 and 2022, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 2,500,000 represented by 100,000 shares with a face value of EUR 25 each and fully owned by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

In 2023 and 2022, the Company did not purchase own shares.

6.2. Reserves

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is done after the approval at the general meeting of shareholders.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 7 - Creditors

Creditors of EUR 225,819 (2022: EUR 217,440) becoming due and payable within one year relate primarily to audit fees, professional fees and services costs.

Note 8 - Taxes

The Company is subject to all taxes applicable to all commercial companies in Luxembourg.

The tax expense recorded for the year ended 31 December 2023 amounts to EUR 15,715 (2022: EUR 13,990) and corresponds to the net worth tax.

Note 9 - Gross profit or loss

For the years ended 31 December 2023 and 2022, the gross turnover can be split as follows:

	2023 EUR	2022 EUR
Management fees/AIFM fee received	1,400,104	1,261,542
Professional fees received	2,423,780	1,251,893
Legal and Administration fees received	10,000	15,000
Advisory fees paid	(193,737)	(138,264)
Other external charges (Note 10)	(1,087,437)	(856,012)
	<u>2,552,710</u>	<u>1,534,159</u>

As defined in the prospectuses or contractual arrangements with the Funds, the Company is entitled to receive management fees and/or AIFM fees.

The Company is entitled to receive from the investment funds management and/or AIFM fees based on specified rates per annum, calculated quarterly based on the average Net Asset Value of each investment fund or Series Trust during the relevant period.

On 31 August 2021, the Company and the Bank have signed an amended Service Level Agreement whereas the Bank appointed the Company for the provision of specified central administration related services for funds domiciled in Luxembourg and Cayman Islands.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 9 - Gross profit or loss (continued)

As at 31 December 2023, the Company has recorded professional fees amounting to EUR 2,423,780 (2022: EUR 1,251,893) in consideration for such services including other amounts billed to the Bank.

Note 10 - Other external charges

	2023 EUR	2022 EUR
Services costs	201,714	186,580
Professionals and Supervisory fees	282,135	162,275
Risk Management related charges	160,269	129,097
Rent fees	113,425	123,889
VAT	79,510	71,611
Other charges	101,375	57,943
Lawyer costs	40,962	45,434
Insurance	32,221	33,802
Pension scheme	35,866	29,580
Audit	39,960	15,801
	<u>1,087,437</u>	<u>856,012</u>

On 19 July 2021, the Bank and the Company have signed a Service Level Agreement where the Company appointed the Bank for the provision of the following services: Human Resources, legal and compliance, internal audit, general administration, business promotion and IT.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 11 - Staff costs

	Note(s)	2023	2022
Staff costs			
a) Wages and salaries	11	(1,043,356)	(1,014,778)
b) Social security costs		(225,700)	(212,172)
i. Relating to pensions		(143,303)	(134,364)
ii. Other social security costs		(82,397)	(77,808)

The average number of persons employed during the year by the Company was:

	2023	2022
Management	3	3
Employees	7	7

As at 31 December 2023, the Company has 3 Conducting Officers and 7 employees.

As of 31 December 2023 and 2022, the Company has not granted any loans to the members of the Board of Directors or Management.

As of 31 December 2023 and 2022, the Company has not entered into any other advances, commitments or guarantees on behalf or to the benefit of the members of the Board of Directors or Management.

Note 12 - Commitments and Contingencies

As of 31 December 2023 and 2022, the Company has not contracted any forward commitments involving financial instruments and has not issues any guarantees.

Financial commitments are mainly limited to rental payments for short-term lease renewal.

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2023

Note 13 - Extraordinary income

The Company, acting as a shareholder in Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio and NAM Diversified Strategy Fund - Nissay Poland Bond Carry Enhanced Strategic Fund, received final residual cash of EUR 759 further to their liquidation.

Note 14 - Subsequent events

No events have occurred subsequent to 31 December 2023 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts as at 31 December 2023.

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) _____ の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

3 投資リスク

< 訂正前 >

(前略)

参考情報

● ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



※ファンドの分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した理論上のもので、2018年2月28日の純資産価格(0.01米ドル)に合わせて指数化している。したがって、実際の純資産価格とは異なる。以下同じ。

※ファンドの年間騰落率(各月末における1年間の騰落率を示したもの)は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているため、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合がある。

<各資産クラスの指数>

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

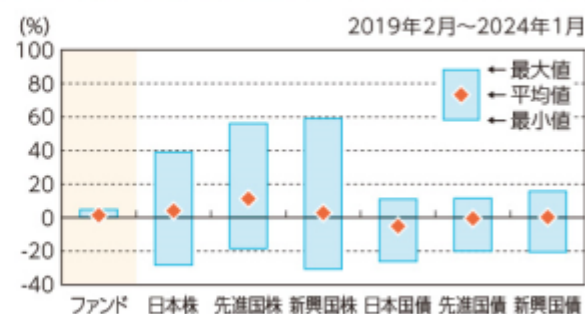
日本国債 … JPMオルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債 … JPMオルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債 … JPMオルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算している。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.7%	38.9%	56.1%	58.9%	11.0%	11.4%	15.6%
最小値(%)	0.0%	△28.4%	△18.5%	△30.7%	△26.3%	△20.1%	△20.6%
平均値(%)	1.3%	4.0%	11.2%	2.7%	△5.2%	△0.6%	0.2%

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

※上記は2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものである。

※ファンドの年間騰落率は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているため、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合がある。

<訂正後>

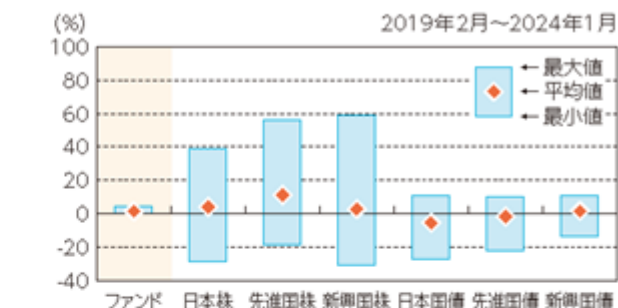
（前略）

参考情報

●ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



●ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.7%	38.9%	56.1%	58.9%	11.1%	10.3%	10.8%
最小値(%)	0.0%	△28.4%	△18.5%	△30.7%	△27.2%	△22.5%	△14.0%
平均値(%)	1.3%	4.0%	11.2%	2.7%	△5.5%	△1.8%	1.6%

※ファンドの分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した理論上のもので、2018年2月28日の純資産価格(0.01米ドル)に合わせて指数化している。したがって、実際の純資産価格とは異なる。以下同じ。

※ファンドの年間騰落率(各月末における1年間の騰落率を示したもの)は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているため、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合がある。

<各資産クラスの指数>

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)
 先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)
 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)
 日本国債 … FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
 先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)
 新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算している。

※ 日本国債、先進国債、新興国債の各指数は、2019年2月～2024年1月分から上記のとおり変更している。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

※上記は2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものである。

※ファンドの年間騰落率は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているため、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合がある。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

管理報酬等の合計は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.24%および日々の純資産総額の平均額の年率0.34%を上限とする額である（ただし、四半期毎の最低固定支払額または年間最低報酬が適用される場合がある。）。

（後略）

<訂正後>

管理報酬等の合計は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.58%を上限とする額である（ただし、四半期毎の最低固定支払額または年間最低報酬が適用される場合がある。）。

（後略）

(5) 課税上の取扱い

日本

<訂正前>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

< 訂正後 >

2024年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

2024年7月31日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの株主各位

ガブリエル・リップマン通り、１Ｂ

ミュンスバッハ Ｌ - 5365

意見

我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2023年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、当社の2023年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（以下「ＣＳＳＦ」という。）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に従って監査を行った。2016年7月23日法およびＣＳＳＦによりルクセンブルグで採用されたＩＳＡｓの下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ＣＳＳＦによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会が発行する専門的会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「ＩＥＳＢＡ規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、当社から独立の立場にあり、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業的前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、取締役会が当社の解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人による報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A s に準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、当社の内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会による継続企業の前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続する当社の能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、財務書類における関連する開示につき我々の監査人による報告書において注意を喚起する必要がある、また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査人による報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、ガバナンスの担当者と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕
アレキサンダー・カステンドゥーシ

ルクセンブルグ、2024年4月15日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
1B, Rue Gabriel Lippmann
L-5365 Munsbach

Opinion

We have audited the financial statements of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2023, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2023, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.

- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Alexander Kastendeuch

Luxembourg, 15 April 2024

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。